

介護保険料、後期高齢者医療保険料の特別徴収を「平準化」します

介護保険料および後期高齢者医療保険料が特別徴収（年金からの天引き）となっている方は、4月・6月・8月に「仮徴収」、10月・12月・翌年2月に「本徴収」として保険料を納めていただいています。

しかし、所得の変動などにより仮徴収額と本徴収額に大きな差が生じてしまう場合があります。

このため、両徴収額の差が大きく異なることが想定される方について、天引きされる額が年間を通してできるだけ均等になるように6月以降の徴収額を変更します。

◆本徴収の額は、平成30年中の年金収入額、合計所得額、同一世帯の課税状況などを基に再計算し、7月上旬にお知らせします。

◆仮徴収額と本徴収額の差が少ない方は対象となりません。

◆平準化を行っても、「本徴収」時の再計算により保険料が大きく変わった場合は、年度内での保険料額の変動が大きくなる場合があります。

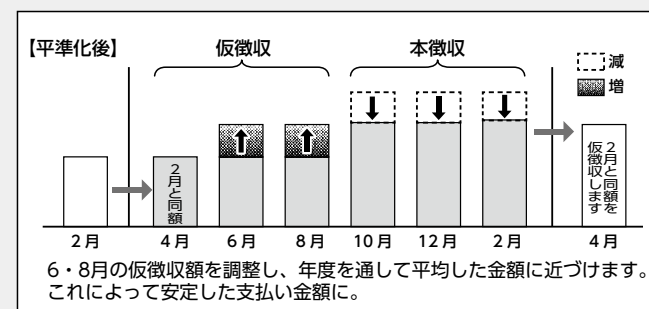
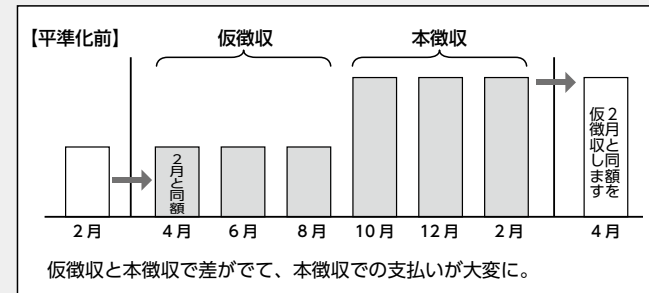
◆この平準化の実施にあたり、個人の方の手続きは必要ありません。



問合せ 高齢介護課 介護保険担当 内線315・316
町民課 後期高齢者医療担当 内線259・456

※「平準化」とは、年度前半と年度後半の保険料額の差が大きい方について、6月と8月の天引き額を調整し、年度を通じての保険料額の差を少なくすることです。

【イメージ図】



5月12日は民生委員・児童委員の日 民生委員・児童委員は、「地域のつなぎ役」です

民生委員・児童委員とはどんな人？

民生委員は、「高齢での生活不安」・「介護の悩み」・「障がい者の支援」などさまざまな相談に応じ、必要な援助（助言や、福祉サービスの適切な利用のための情報提供など）を行います。

町では72名の民生委員・児童委員がそれぞれの担当地域で活動しています。

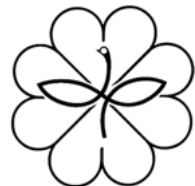
主任児童委員とはどんな人？

子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員です。相談の内容に応じて、相談者の地区を担当する民生委員・児童委員や行政、学校、児童相談所などと連携し、支援活動をしています。

町では3名の主任児童委員が町内の中学校区ごとに活動しています。

民生委員のマークについて

民生委員・児童委員の徽章などに用いられているマーク。幸せのめばえを示す四つ葉のクローバーをバックに、民生委員の「み」の文字と、児童委員を示す「双葉」を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどって、愛情と奉仕を表しています。



報酬はないのですか？

ボランティアとして活動するため給与はありませんが、必要な交通費や通信費など実費の一部を町から支給します。

相談した内容を他の人に知られたりしませんか？

相談内容の秘密を守ることが法律上義務付けられているため、秘密が漏れることはありません。安心してご相談ください。

民生委員・児童委員になるのはどんな人？

地域の実情をよく知り、福祉活動やボランティア活動などに理解と熱意がある住民の方が、行政区からの推薦を受けて選出されます。

※新任の民生委員・児童委員の場合、30歳以上78歳未満（ただし75歳以上78歳未満の方については地域の特別な事情がある場合に限り）等、年齢による条件があります。

問合せ 福祉課 社会福祉担当 内線263

介護保険利用料の助成・ 介護保険料の減免のお知らせ

問合せ 高齢介護課 介護保険担当 内線315・316

町では、所得の低い方を対象に介護保険利用料の助成と介護保険料の減免を実施しています。

介護保険サービスを利用している方や65歳以上で保険料を納めている方のうち、一定の要件に該当する方が対象となります。

該当する方は、申請書類等の提出が必要となりますので、高齢介護課窓口までお越しください。

介護保険利用料の助成

介護保険利用料の支払いが困難な方（生活保護受給者世帯を除く）が利用する料金の一定割合を助成します。

利用料の割引は、町と協定を締結している事業者で介護サービスを利用した際に、「介護サービス利用者負担助成認定証」を提示することで受けられます。「介護サービス利用者負担助成認定証」の交付対象となる方とその対象サービスは、表1のとおりです。

なお、福祉用具購入費・住宅改修費、または町と協定を結んでいない事業者のサービスを受けた場合は、申請書の提出による償還払い（払い戻し）となります。

▼表1 介護保険利用料の助成

対象者の介護保険料区分	助成割合	対象サービス
①第1段階※に該当する方	2分の1	全サービス ・居宅サービス ・施設サービス （食事代・居住費を除く）
②第1段階に該当する方	4分の1	・福祉用具購入費 ・住宅改修費 ・総合事業の訪問事業及び通所事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る）
③第2段階に該当する方		
④第3段階に該当する方		
⑤40歳以上65歳未満の方（2号被保険者といいます）で第1・2・3段階に準じる方		

※本人が老齢福祉年金受給者で本人を含めて世帯全員が住民税非課税

介護保険料の減免

生活が著しく困窮している方などの介護保険料を減額・免除します。

対象となる方は、表2・表3の要件に該当する方です。

▼表2 介護保険の減額

収入の少ない方	減免の内容
①介護保険料区分が、第1段階（生活保護受給者を除く）の方で、課税年金収入と合計所得金額の合計が60万円以下の方	申請日以降に納期を迎える保険料を2分の1に軽減
②介護保険料区分が、第2段階の方	申請日以降に納期を迎える保険料を第1段階と同額に軽減
要件（次のすべてに該当する方） ①住民税課税者と生計を共にしていない。 ②住民税課税者から税法上の扶養を受けていない。 ③健康保険などの医療保険の被扶養者となっていない。 ④自宅を除き活用できる資産がない。 ⑤預貯金額が300万円以下である。	
申請の際に持参するもの ①預貯金通帳（年金振込先口座など申請者本人名義のものすべて） ②健康保険証（国民健康保険、後期高齢者医療保険、協会けんぽ・組合健保など）	



▼表3 介護保険料の免除

退所、退院などの見込みのない方
① 刑務所などに収監され、保険給付が受けられない方の保険料を所得段階にかかわらず全額免除します。
② 現在、介護保険が適用されない施設（精神病院など）に6か月以上入院（所）していて、退院（所）の見込みのない方の保険料を所得段階にかかわらず全額免除します。
申請の際に持参するもの 入所（院）中もしくは収監中であることの証明ができる書類